

## 国の令和2年度第3次補正予算による追加措置 令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

厚生労働省は2月4日、令和2年度第3次補正予算の成立に伴い、同予算に盛り込まれた標記の補助金の取扱いについて公表するとともに交付申請の受付を始めました。概要をお知らせします。

■補助金の上限額： 医療機関ごとに次の①～③のいずれか

- ① 診療・検査医療機関 …100万円
- ② ①以外の病院・有床診療所 … 25万円＋（5万円×許可病床数）
- ③ ①以外の無床診療所（医科・歯科） … 25万円

〈メモ〉開業医は概ね、医科は①または③、歯科は③に該当します。①は「発熱外来認定医療機関」とほぼ重なるものですが、「診療・検査医療機関」としての登録を県におこなっていないと対象になりません。

■対象期間・対象経費： 令和2年12月15日～令和3年3月31日にかかる経費。「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策に要する費用、およびそれに限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められている医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。

〈メモ〉国の第2次補正予算にもとづき奈良県が実施主体となり実施されている感染防止等の支援補助金（無床診100万円、R2.4.1～R3.3.31の経費の補助、2月26日申請メ）と、対象経費は同じです。

■申請の受付期間： 令和3年2月4日（木）～令和3年**2月28日**（日）（当日消印有効）

■申請にあたっての必要書類および提出先：

- ①交付申請書 ②申請書の別紙 ③請求書（厚生労働省に対する交付金の請求書）
- ④領収書等の写し（申請する経費の支出が終わっている場合に提出）
- ⑤「診療・検査医療機関」であることを証明する書類 ※診療・検査医療機関の場合のみ

提出先 〒119-0397 銀座郵便局留

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

〈メモ〉交付申請書などの書類様式（上記の①～③）は、厚労省のwebページからダウンロードして入手します。ダウンロードしたファイルに必要事項を入力して印刷し、印刷した紙を郵送にて提出します。

■その他： ○申請できるのは各医療機関で1回限り。○申請日以降に発生が見込まれる費用もあわせて概算で申請する。その場合、事後に実績報告が必要。

■補助金の詳細および申請書などを掲載した厚生労働省のwebページ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16443.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html)

■問い合わせ先： 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話 **0120-336-933** 受付時間 平日9:30～18:00



**（！） 申請が2月28日に間に合わない… or 3月までの経費では申請しにくい… →4月以降に**

〈メモ〉 今回の申請受付期間（2月28日まで）に間に合わない場合、4月1日以降に、4月1日からの同様の経費に対して、同じ上限枠での補助金が設定される予定です（今回の2月28日までの申請をおこなっていない医療機関が対象。両方の申請はできない）。委細はまだ発表されていません。

〈発信者〉 ■奈良県保険医協会 Tel.0742-33-2553 Fax.0742-34-9644 nara-hok@doc-net.or.jp

お問い合わせ受付＝平日8:50～17:15（土日祝は休）